

さべつきんしほう せいてい む
差別禁止法の制定に向けて

しょう ひと たい はいりよ
障がいのある人に対する配慮は

しゃかい ぎ む
社会の義務です



ねん がつ さいかいていばん
2007年10月（再改訂版）

にほんべんご しれんごうかいじんけんようご いんかい
日本弁護士連合会人権擁護委員会

しょう ひと たい さべつ きんし ほうりつ かん とくべつぶかい
障がいのある人に対する差別を禁止する法律に関する特別部会

はじめに

日弁連は、2001年11月の人権擁護大会で「障害のある人に対する差別を禁止する法律の制定に向けて全力を尽くす」ことを宣言し、約5年間にわたる調査研究の成果として2006年に「障がい理由とする差別を禁止する法律」要綱案を発表しました。さらには、同年12月13日に国連総会が障がいのある人の権利条約を全会一致で採択したことを受けて、日弁連は2007年3月には、わが国における差別禁止法として求められる内容を「障がい理由とする差別を禁止する法律」日弁連法案概要として発表しました。

2007年9月、日本政府は上記権利条約に署名しました。今後、権利条約の批准に向けて、国内法の整備が問題となりますが、日弁連が示した「障がい理由とする差別を禁止する法律」日弁連法案概要を盛り込んだ法律が制定されない限り、わが国の裁判において差別を排除し、障がいのある人の基本的人権の保障ないし実現を求める根拠としては不十分のままであることも、障がいのある人の団体をはじめとする関係者に知っていただくことが必要です。

日弁連は、内閣や国会ばかりでなく、各事業団体をはじめとする社会全体にその内容を周知し、その理解を得るとともに、多くの障がいのある人の団体と協力し、差別禁止法の制定に向けて全力を尽くす所存です。

目 次

1. 世界各国では、障がいのある人の差別を禁止する法律が制定されています。
2. 国連人権（社会権）規約委員会は、日本政府に対して差別禁止法を制定するように勧告しました。
3. 国連では、障がいのある人のための権利条約が採択されました。
4. 千葉県で差別禁止の条例が制定されました。
5. 憲法14条（法の下の平等）の保障で十分でしょうか？
6. 障害者基本法（2004年改正）を根拠に、個々の差別被害を救済できますか？
7. 禁止される差別とは、どのような行為でしょうか？
8. 日弁連がめざす差別禁止法とは、どのような内容ですか？
9. 差別被害を「簡易」「迅速」に救済するために、裁判制度以外の救済機関が必要ではないでしょうか？
10. イギリスでは差別禁止法（DDA）を実施するための委員会の委員の過半数は障がいのある人から選任しています。
11. 障がいのある人々の団体などの差別禁止法の制定に向けた積極的な動きがあります。

資料 障がいのある人に対する差別を禁止する法律の制定を求め
る決議（2001年10月21日 第44回日本弁護士連合会人権
擁護大会）

[1] 世界各国では、障がいのある人の差別を禁止する法律が制定されています。

きっかけとなった ADA

ADA というのは、Americans with Disabilities Act of 1990 という、アメリカの連邦法のことです。内容は、障がいを理由とした差別を禁止するもので、社会の側に合理的配慮義務を課し、この義務を果さなかった場合は差別に該当し、違法とされます。

ADA から5年遅れて、イギリスでも差別禁止法が制定されました。Disability Discrimination Act (DDA) が、その法律です。

2000年の秋に、アメリカで ADA 制定10周年を記念して世界障がい者差別禁止法制を研究している学者や当事者がシンポジウムを開催しました。そこで報告されたところによれば、世界で何らかの障がい者差別禁止法が制定されている国は40ヶ国を超えるということです。

憲法、刑罰法規、民事法など、いろいろな法体系が考えられます

それぞれ、制定される法体系によって、長所と短所があります

す。

憲法^{けんぽう}で規定^{きてい}することにより、障がいのある人^{しょうがいのあるひと}に対する差別^{さべつ}が尊厳^{そんげん}を傷付ける許^{きずつ}し難い^{ゆるがた}行為^{こうい}であるとの社会^{しゃかい}の決意^{けつい}の固さ^{かた}が表現^{ひょうげん}されます。しかし、個々^{ここの}の場面^{ばめん}で差別^{さべつ}を受けた障がいのある人^{しょうがいのあるひと}が裁判制度^{さいばんせいど}で救済^{きゅうさい}を求める際^{もと}には、より具体的^{くたいてき}な中身^{なかみ}を持った個別法^{こべつぽう}の制定^{せいてい}が必要です。

刑罰法規^{けいばつぽうき}も、差別行為^{さべつこうい}をした者^{もの}に対する制裁^{たい}を科^{せいさい}すことで尊厳^{そんげん}を傷付ける行為^{きずつ}の罪^{こうい}の重さ^{つみ}を示^{おも}すことができますが、そのこと^{しめ}で被害者^{ひがいしゃ}が直接救済^{ちよくせつきゅうさい}されるわけではありません。

個人^{こじん}や会社^{かいしゃ}などの間^{あいだ}では、個々^{ここの}の差別行為^{さべつこうい}を具体的^{くたいてき}に救済^{きゅうさい}するため、民事法^{みんじほう}の中に基準^{なか}や手続^{きじゆん}が定め^{てつぎ}られていることが必要^{さだ}です。

【2】 国連人権（社会権）規約委員会は、日本政府
に対して、差別禁止法を制定するように勧告しました。

国連人権（社会権）規約委員会の勧告

国連人権（社会権）規約委員会は、「経済的、社会的及び文
化的権利に関する国際条約」の実施状況に関して加盟国に定期
的に報告書の提出を求めています。

その第2回日本政府報告書に対する最終見解が2001年8月31
日に発表されました。

2001年勧告の内容

最終見解（concluding observation）では、日本政府に対
して31項目の勧告がなされました。

その中で、委員会は次のように勧告しました。

「委員会は、締結国が、規約第2条2項に挙げられた差別禁止
の原則は絶対的な原則であり、客観的な基準に基く区別でない
限り、いかなる例外の対象ともなりえないという委員会の立場
に留意するよう要請する。委員会は、締結国がこのような立場
に従って、差別禁止立法を強化するよう強く勧告するものであ
る。」(39項)

「委員会は、締結国が、障がいのある人々に対する差別的な法

きてい はいし しょう ひとびと たい しゅるい
規定を廃止し、かつ障がいのある人々に対するあらゆる種類の
さべつ きんし ほりつ さいたく かんこく だい こう
差別を禁止する法律を採択するよう勧告する。」(第52項)

にちべんれんかいちゆうせいめい 日弁連会長声明

かんこく ふ どうねん がつむいか にほんべんご しれんごうかい
この勧告を踏まえて、同年9月6日、日本弁護士連合会は、
にほん きやく ひじゅんこく きやく じっしぎむ お
日本がこの規約の批准国として、この規約の実施義務を負い、
いんかい かんこく てん かいぜん ぎむ お
また委員会から勧告された点について改善すべき義務を負うこ
と、いんかい してき しょもんだい にほんせいふ せいい
と、委員会が指摘した諸問題について日本政府が誠意をもって
かいけつ しゃがいけん きやく じっし む どりやく つよもと
解決し社会権規約の実施に向けて努力することを強く求めまし
た。

【3】 国連では、障がいのある人のための権利条約が採択されました。

条約採択に至る経過

2006年12月13日第61回国連総会は障がいのある人のための権利条約を採択しました。今回の条約策定には、障がいのある当事者をはじめ、関連団体のNGOが数多く参加して意見を述べ、その内容に大きな影響力を發揮しました。

条約の内容

この条約は、前文と50箇条からなる条約本体と個人通報制度を規定した選択議定書と呼ばれるふたつの条約から成ります。障がいのある人に対する差別は当然のことながら禁止されますが、画期的であったのは、障がいを理由にした異なる取り扱いの場合だけでなく、個々の場面で合理的配慮をしない場合も差別であると規定された点です。この規定は教育や労働の場面だけでなく生活全般にわたって適用されます。

また、障がいのある人を排除するのではなく社会が障がいのある人を包み込むインクルーシブな社会を作ることがこの条約の基本的な理念となっています。例えば、教育においては同じ教育の場で共に学び育ちあうインクルーシブ教育が原則とされ

ました。

さらに、この条約では手話が言語であることが確認されたこととも相まって、手話言語を習得し得る環境における教育の重要性や点字その他のコミュニケーション手段が保障される環境での教育の重要性も確認されました。

その他、ここでは書ききれませんが、障がいのある人にとって重要な諸権利が盛り込まれました。

今後の手続き

この条約を国内で実施していくためには、差別が生活全般にわたる問題である以上、生活分野ごとに何が差別であり、何が求められる合理的配慮であるのかを具体化した差別禁止に関する法律を制定して、救済の基準を明らかにすることが必要です。

したがって、条約を批准するためには、既存の差別的な法制度を改廃するとともに、差別禁止法の制定が強く求められます。

[4] 千葉県で差別禁止の条例が制定されました。

全国初の条例制定

2006年10月千葉県では「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」が制定され、2007年7月1日に施行されました。

この条例の前文には「今、私たちに求められているのは、障害のある人に対する福祉サービスの充実とともに、障害のある人への誤解や偏見をなくしていくための取組である」と宣言されました。

このような、障がいのある人に対する差別をなくすための条例は全国で最初のものであり、画期的なものといえます。

また、この条例は、県内の各地で障がいのある人や地域の事業者などがひざを交えて集まり、「どのような差別があったか」「差別をなくすために何をすべきか」について真剣な議論を尽くした経過があり、「手作り」条例といえます。全国各地でも、この条例を参考に、市民の声を踏まえながら条例を作っていくことが求められています。

個々の差別を解決するために

この条例は、単に差別禁止を宣言するだけではなく、個々の差別行為に対して被害者の声をきめ細かく受け止める地域相談員などを県内各所に配置し、相談員は被害者の声を受け止め、関係行政機関を紹介したり、関係者間の調整などをします。

そして、障がいのある人は、差別を受けたときには、「調整委員会」が必要な助言やあっせんを行うよう、知事に申立てることができます。この申立てがあると調整委員会において事実の調査がなされ、関係者の意見を聞き、差別の事実が認められるときは、知事に対して勧告することを求め、知事は「その差別行為をした者」に対して差別を解消するよう勧告することができます。

差別をなくすための「推進会議」を設置しました

この推進会議には、障がいのある人自身や支援者の他に、教育関係者、雇い主、事業者、人権擁護の専門的知識を有する者、県の職員などで組織され、それぞれの分野での差別をなくすため、どのような取組を行うかなどについて協議することとされました。

[5] 憲法14条（法の下の平等）の保障で十分でしょうか？

憲法14条「法の下平等」の保障

憲法14条は法の下平等を保障し、差別を禁じています。ここにいう差別には障がいのある人に対する差別ももちろん含まれます。そして、すべての法律は憲法に適合するように解釈されなければなりません。

そうすると、憲法のほかに、差別禁止法は必要ないのでしょうか？

決してそうではありません。

第1に、憲法の規定は抽象的で、何が差別なのかの基準がはっきりしません。たとえば、「どのような障がいのある人」に對して「どのような配慮をすべきなのか」など、については憲法の抽象的な規定からは明らかになりませんし、社会の要請に應じて臨機に改正するためにも、この規定を憲法に設けることは適当とは言えません。

第2に、憲法の規定は原則的には国や地方公共団体と国民の間を規律するものであって、個人と個人（会社なども含む）の間には適用されないと解されています。ところが、現実の差別は個人によるものが非常に多いのです。そこで、個人と個人（会社なども含む）との間の差別を禁止するための法律が必要なの

です。それが差別禁止法です。

第3に、今の法律では違法な差別であっても金銭で賠償するのが原則です。ところが、それでは差別の状態を解消するには十分ではありません。現実には、たとえばお金さえ払えば障がいのある人を雇用しなくてもいいと考えているかのような企業が多く見られます。そこで、金銭賠償のみならず、もっと積極的に差別状態の解消を図る差別禁止法が必要なのです。

以上から、差別禁止法の役割としては、次の二つが重要なこととなります。

- ① 何が差別かを明らかにすること
- ② 具体的に差別を救済すること

【6】 障害者基本法（2004年改正）を根拠に、個々の差別被害を救済できますか？

障害者基本法にはどのような規定があるのですか？

1993年、障がい者の自立と社会参加を目的とした障害者基本法が施行されました。この法律は、障がいのある人々のための施策に関する基本的理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、障がい者のための施策の基本となる事項を定めました。

その後、2004年にこの法律は改正されました。

一番大きな改正点は、「何人も障害者に対して、障害を理由として、差別することその他権利利益を侵害する行為をしてはならない」という規定が設けられたことです（第3条3項）。また、その他にも、国、地方公共団体に対し、差別の防止を図るとともに（第4条）、国民が障がいのある人について正しい理解を深めるよう必要な施策を講ずる義務を課しています（第5条）。また、施策の基本方針として、障がい者の自主性が十分に尊重され、可能な限り地域での日常生活を営むことができるように配慮されなければならない（第8条2項）などの規定が設けられました。

しかし、^{さいばん}裁判のときの^{こんきよほう}根拠法としては^{ふじゅうぶん}不十分です

^{こんかい}今回の^{しょうがいしゃ}障害者^{きほんほうかいせい}基本法改正は、^{いま}今まで^{ぎろん}議論されてきた^{ここの}個々の^{もん}問題点を^{だいてん}無視することなく、^{こくれん}国連を中心とする^{ちゅうしん}国際的な^{こくさいてき}潮流に^{ちゅうりゅう}配慮して、^{りよ}国の^{くに}基本方針を^{きほんほうしん}改めようとする^{あらた}姿勢は^{あたら}うかがわれます。

しかし、^{かいせい}改正された^{しょうがいしゃ}障害者基本法には、^{しょう}障がいのある^{ひと}人の^く具体的な^{たいてき}権利を^{けんり}定める^{きり}規定が^{さだ}ありませんし、^{きてい}どのような^き行為が^{こうい}差別^{さべつ}に^{がいとう}該当する^きのかの規定もありません。

ですから、この^{ほうりつ}法律の規定に^{きてい}違反するからといって、^{いはん}直ちに^{ただ}この^{ほうりつ}法律を^{こんきよ}根拠に^{さいばんしょ}裁判所で^{きゅうざい}救済を^{もと}求めようとしても、^{じゅうぶん}十分に^き機能^{のう}しません。

だからこそ、^{ここの}個々の^{さべつ}差別被害を^{ひがい}裁判によって^{さいばん}救済^{きゅうざい}するためには、^{しょうがいしゃ}障害者基本法とは^{べつこ}別個に、^{せいかつ}生活のあらゆる^{ばめん}場面において^{しょう}障がい^{しょう}を^{りゆう}理由とする^{さべつ}差別の^{きんし}禁止を^{くたいてき}具体的に^も盛り込んだ^こ差別^{さべつ}禁止法^{きんしほう}が^{ひつよう}必要となるのです。

^{かいせいほう}改正法には、「^{しょうがいしゃ}障害者^{たい}に対する^{しょうがい}障害を^{りゆう}理由とする^{さべつ}差別^{けんり}や^{けんり}権利^{しんがい}侵害^{おこな}が行われた^{ばあい}場合の、^{じんぞく}迅速かつ^{こうか}効果的^{きゅうざい}な救済のために^{ひつよう}必要な^{そち}措置^{けんとう}を検討^ふすること」という^{ふたいけつぎ}附帯決議^ふが付されています。この^{ふたいけつぎ}附帯決議は、^{まさ}正に、^{くたいてき}具体的な^{さべつ}差別^{きんし}禁止法の^{ひつようせい}必要性を^{うた}訴えている^{りかい}と理解^{りかい}することができます。

[7] 禁止される差別行為とは、どのような行為ですか？

ここでいう差別行為には2種類あります

この法律で禁止される差別には、次の2種類があります。

① 不利益取扱い

障がいがあることを理由に、雇用の場面で採用を拒否するなど、「障がいのある人の権利を積極的に侵害する行為」

② 合理的配慮義務違反

店舗などに段差があるにもかかわらず、スロープをつけて車椅子の利用者が入れるように整備しないことなど、「障がいのある人に不利益があるにも関わらず、その権利を実現するために必要な配慮をしないこと」も含まれます。

その結果として、後者の場合は、店舗などの側に、設備を改善する義務が合理的な範囲で課せられます（著しい困難や出費を伴う場合は除かれます）。

教育の場면을例にとって紹介しましょう

入学拒否など、「障がいを理由とした不利益取扱い」が差別であるだけでなく、自分の住む地域社会の普通教育から排除されることも差別にあたります。

そして、障^{しょう}がいのある児^じ童^{どう}生^{せい}徒^とのためにコミュニケーション方法^{ほうほう}を保障^{ほしょう}し、物^ぶ理^り的^{てき}設^せ備^びを改^{かい}善^{ぜん}し、必^{ひつ}要^{よう}な介^{かい}助^{じょ}員^{いん}等^{など}を配^{はい}置^ちすることも教^{きょう}育^{いく}機^き関^{かん}の義^ぎ務^むとされます。

働^{はたら}く場^ば面^{めん}ではどうでしょうか

まず、障^{しょう}がいを理^り由^{ゆう}とする採^{さい}用^{よう}拒^{きょ}否^ひや、賃^{ちん}金^{きん}・昇^{しょう}進^{しん}などにおける障^{しょう}がいを理^り由^{ゆう}とする不^ふ利^り益^{えき}取^と扱^{あつか}いは、差^さ別^{べつ}として禁^{きん}じられま^す。

また、障^{しょう}がいのある人^{ひと}に適^{てき}した労^{ろう}働^{どう}環^{かん}境^{きょう}を整^{せい}備^びするた^めに、資^し料^{りょう}の点^{てん}訳^{やく}、ジ^じョ^ょブ^ぶコ^こー^ち配^{はい}置^ち、勤^{きん}務^む時^じ間^{かん}調^{てう}整^{せい}等^{など}を配^{はい}慮^{りょ}するこ^とが義^ぎ務^む付^つけられ、配^{はい}慮^{りょ}しないこ^とが差^さ別^{べつ}とみなされま^す。

た^たてもの建^{けん}物^{ぶつ}についてはどうでしょうか

た^たてもの建^{けん}物^{ぶつ}を設^せ計^{けい}したり建^{けん}築^{ちく}したりする人^{ひと}は、障^{しょう}がいのある人^{ひと}も利^り用^{よう}できるよ^うなた^たてもの建^{けん}物^{ぶつ}にするた^めのい^いっ^てい^い基^き準^{じゆん}を満^みたさなければならず、この基^き準^{じゆん}にあ^あ合^あわ^わない建^{けん}物^{ぶつ}を建^たてれば、差^さ別^{べつ}にあ^あたりま^す。

こ^{こう}う^{つう}き^きかん^{かん}を利^り用^{よう}する場^ば面^{めん}ではどうでしょうか

バ^ばス^すやタ^たク^くシー^{しー}に^の乗^{のり}りたい人^{ひと}対^{たい}し、障^{しょう}がいを理^り由^{ゆう}に^{じょう}乗^り車^{しゃ}を^きよ^ひ拒^き否^ひすることは、不^ふ利^り益^{えき}取^と扱^{あつか}いとして、差^さ別^{べつ}にあ^あたりま^す。

てつどう えき えき い ぐち おいだ かいだん
鉄道の駅で、駅の入り口からホームまでの間に階段がありエ
レベーターなどが設置されていないため、車椅子での利用が事
じつじょうこんなん ばあい こうぞう えき せっち
実上困難な場合があります。このような構造の駅を設置するこ
とは、車椅子を利用する人に対して必要な配慮をしていないと
いう意味で、差別にあたります。

てつどうしゃりょう しゃりょうない くろまい す じょうしゃ もう
鉄道車両やバスの車両内に車椅子で乗車できるスペースを設
けなくとも同様に、車椅子利用者に対する差別です。

「情報」の場面ではどうでしょうか

こうてき しゃかい ほしょうせいど かん こうほう し ぜんさいがい さい
公的サービスや社会保障制度に関する広報、自然災害の際の
じょうほうていきょう しょう ひと りかい てん
情報提供などにおいて、障がいのある人が理解できるよう、点
じ しゅわ どうよう くろまい す りょうしゃ たい さべつ
字、手話などによるコミュニケーション方法がとられなければ
差別にあたります。

てれびで じまくほうそう しゅわほうそう もじほうそう おこな さ
テレビで字幕放送や手話放送、文字放送を行わないことも差
べつ
別になります。

「サービス」「医療」の場面ではどうでしょうか

「サービス」のぶんや ぶんや では、ホテルやレストランが、しょうがいを
りゆう にゅうてん りょう きよひ しょう りゆう
理由に入店や利用を拒否すること、あるいは、障がいを理由に
つうじょう たか りょうきん せいきゅう ふり えきとりあつか さべつ
通常より高い料金を請求することは不利益取扱いとして差別に
なります。

また、しかくしょう ひと もうどうけん つ にゅうてん きよ
また、視覚障がいのある人が盲導犬を連れて入店するのを拒

否することも不利益取扱いとして差別です。

重い関節炎で長時間立ってられない人が郵便局の窓口で長い行列に並ばなければならない場合、こうした障がいを持つ人のための専用窓口を設けたり、チケット制にしたり、職員が代わりに並ぶといった配慮をしないために、結果的にこの人が郵便局のサービスを受けられない場合、これも合理的配慮義務違反として差別になります。

さらに、飲食店で点字メニューがない、筆談による注文をさせてくれない、スロープがない、テーブルの下に車椅子が入れるだけのスペースがない、といったこと、さらに銀行のATMが視覚障がいのある人でも利用できる形態になっていないことは、いずれも合理的配慮義務違反として差別になります。

「医療」については、障がいを理由とする診療拒否、障がいを理由に退院させることなどが不利益取扱いとして差別にあたります。また障がいを理由に、手術や入院を強制することも差別にあたります。

不動産を借りる場面などではどうでしょうか

障がいを理由として、アパートの賃貸借契約を拒否されたり、通常より高い保証金を求められたりするとき、これらは不利益取扱いとして差別にあたります。

車椅子でも利用できるようにするための物理的設備の改善や、契約書の点訳などが必要なのにこれを行わないことも差別にな

ります。

参政権の場面ではどうでしょうか

歩けるけれども引きこもり症のため、投票所に赴くことができず、郵便投票を利用しようとしても郵便投票の対象者とされていないため、投票することができないというケースが実際にあります。これは、障がいのある人の選挙権行使のための制度に不備があり、差別に当たります。

選挙公報が点訳・音訳・拡大文字化されていないため、視覚に障がいがある人が選挙権を行使するに当たって情報が得られないことは配慮義務に違反した差別になります。また、政見放送に手話通訳・字幕が付されていないため、聴覚に障がいがある人が選挙権を行使するに当たって情報が得られない場合も同様です。

司法の場面についてはどうでしょうか

視覚障がいのある人が、訴訟の当事者あるいは傍聴人として裁判に出席しても、点訳したものが配られないと、どのような手続が行われているのかわかりません。聴覚障がいのある人の場合も手話通訳が保障されていないと同じことが言えます。

また、知的障がいのある人が警察に捕まったとき、自分がなぜ警察官から取調べを受けているのか、よく分からないまま、

きょうじゆつちようしょ しよめい けいさつ
供述調書に署名させられてしまうことがあります。警察には、
ち てきしょう ひと り かい たす てきせつ ほ じょしゃ つ
知的障がいのある人の理解を助けるための適切な補助者を付き
そ など もと
添わせること等が求められます。

さらに、そしやうかつどう しやう
訴訟活動において、障がいによる不利益を除去する
ためのかいぜん じんてきえんじよ ひつよう はいりよ
改善や人的援助が必要であるにもかかわらず、配慮され
ないことがあり、これもさべつ あた
差別に当たります。

【8】 ^{にちべんれん}日弁連が^{さべつきんしほう}めざす差別禁止法とは、どのような^{ないよう}内容ですか？

「^{しょう}障がい」の^{ていぎ}定義を^{きてい}規定します。

^{げんざい}現在の^{しょう}障がいのある^{ひと}人に関する^{いろいろ}いろいろな^{ふくしほう}福祉法では、その^{ていぎ}定義に従って^{しが}給付が^{きゅうふ}なされるため、^{だれ}誰が^{きゅうふ}給付を受けられるかを^{あらせ}争いのない^{めいかく}ように^{ひつよう}明確にする^{ひつよう}必要があります。

しかし、^{さべつきんしほう}差別禁止法では、この^{ていぎ}定義に^{あて}当てはまる^{ひと}人について、^{さべつぜせい}差別是正・^{ひがいきゅうざい}被害救済の^{たいしやう}対象とすることになり、^{ふくしほう}福祉法と^{ばめん}場面が^{こと}異なります。従って、^{しが}できる^{かぎ}限り^{ひろ}広く^{ふく}含める^{ひつよう}必要があります。

また、「^{しょう}障がい」が、^{しっぺい}疾病、^{へんちやう}変調、^{しやうがい}傷害^た他の^{じしやう}事情による^{きのうしやうがい}機能障害などと、^{しやかい}社会における^{しやうへき}障壁の^{しやうご}相互作用から^{しやう}生じるものであり、^{しやかいてき}社会的な^{しやういん}要因を^{じゅうし}重視するべきであるとする^{かんが}考え方（^{いりやう}いわゆる「^{たいち}医療モデル」）に^{しやかい}対置される「^{しやかい}社会モデル」と呼ばれる^{かんが}考え方）に従って^{きてい}規定します。

総則の中で「^{さべつ}差別」の^{ていぎ}定義を^{きてい}規定します。

^{いっぱんてき}一般的に^{しやういん}承認されている^{さべつ}差別とは「^{しょう}障がいを^{りゆう}理由として^{ふり}不利^{えき}益な^{とりあつか}取扱いを^{こと}すること」です。

この^{ほうりつ}法律では、さらに^{すす}進んで「^{しょう}障がいのある^{ひと}人が^{しょう}障がいのな^{ひと}人と^{じっしつてき}実質的に^{どうとう}同等の^{にちじやうせいかつ}日常生活若しくは^{しやかいせいかつ}社会生活を^{いとな}営むために

必要な合理的配慮を怠ること」も差別と位置付ける必要があります。

権利条約が差別の定義をすべての人権及び基本的自由を「享有し又は行使することを害し又は無効にする目的又は効果を生ずるもの」としていることも踏まえ、障がいの有無とかかわらない基準や要件を適用している場合などであっても、その結果、障がいのある人々について差別的な効果を生じる場合もまた差別と解するべきものと決めました。

そして、個々の分野で、何が差別に当るか、具体的に、詳細に規定する必要があります。

生活の個々の分野毎に、不利益取扱いと合理的配慮義務違反に整理して、具体的にその内容を定めます。このように定めることで、裁判で救済が可能となるのです。

総則ではその他に次のような規定を設けます。

- ① 必要な支援を受けながら、地域において自立した生活を営む権利、平等な選択の過程を保障されながら、自立して生活する権利
- ② 音声言語、手話及び他の形態の非音声言語を含むとする言語の定義
- ③ 手話若しくは点字、手話通訳者、要約筆記、指文字、触手話、

ゆびてんじ て か も じ た ほうほう つうやく かくだい も じ おん
指^{ゆび}点^{てん}字^じ、手^て書^かき^も文^じ字^たその^た他の^{ほうほう}の方法^{つうやく}による^{かくだい}通^も訳^じ、^{おん}拡^{おん}大^{おん}文^{おん}字^{おん}、^{おん}音^{おん}
せい サービス、も じ じょうほう サービス、しゃしん とが およ
声^{せい}サー^{せい}ビス^{せい}、文^も字^じ情^{じょう}報^{ほう}サー^{せい}ビス^{せい}、写^{しゃ}真^{しん}・^と画^が、ひらがな およ
へい い ひょうげん ひょうき た むずか せんたく てきせつ じょうほうでんたつ
平^{へい}易^いな^い表^{ひょう}現^{げん}による^{ひょうき}表^た記^{むずか}その^{せんたく}他の^{てきせつ}の自^{じょうほう}ら^{でんたつ}選^{でんたつ}択^{たつ}する^{たつ}適^{たつ}切^{たつ}な^{たつ}情^{たつ}報^{たつ}伝^{たつ}達^{たつ}
ほうほう ほしやう
方^{ほう}法^{ほう}の^{ほしやう}保^{ほしやう}障^{ほしやう}

さいご ほうりつ じっし い いん
最^{さい}後^ごに、この^{ほうりつ}法^{じっし}律^しを^い実^い施^{いん}する^{いん}た^{いん}め^{いん}の^{いん}ス^{いん}タ^{いん}フ^{いん}と^{いん}なる^{いん}委^{いん}員^{いん}
かい しやう ひと ちゆうしん こうせい
会^{かい}を^{しやう}障^{ひと}が^{ちゆうしん}い^{こうせい}の^{こうせい}あ^{こうせい}る^{こうせい}人^{こうせい}を^{こうせい}中^{こうせい}心^{こうせい}に^{こうせい}構^{こうせい}成^{こうせい}し^{こうせい}ま^{こうせい}す^{こうせい}。

いぎりす しょう しゃけん り い いんかい さんこう
イ^いギ^いリ^いス^い障^いが^いい^い者^い権^い利^い委^い員^い会^い (DRC) が^い参^い考^いに^いな^いり^いま^いす^い。
い いんかい かつどう なに きべつ り かい ふか
この^い委^い員^い会^いの^い活^い動^いに^いよ^いり^い、^い何^いが^い差^い別^いか^いに^いつ^いい^いて^いの^い理^い解^いを^い深^いめ^い、
ひ がい たい そうだん ほうてきえんじょ こま たいおう か のう
被^ひ害^{がい}に^{たい}対^{そうだん}する^{ほうてきえんじょ}相^{こま}談^{たいおう}や^{かのう}法^{かのう}的^{かのう}援^{かのう}助^{かのう}な^{かのう}ど^{かのう}き^{かのう}め^{かのう}細^{かのう}か^{かのう}い^{かのう}対^{かのう}応^{かのう}が^{かのう}可^{かのう}能^{かのう}に^{かのう}な^{かのう}り^{かのう}ま^{かのう}す^{かのう}。

また、ここ さべつ じけん たい かん い じんそく ちゅうさい
ま^{また}た^{また}、^{ここ}個^{ここ}々^{ここ}の^{ここ}差^{ここ}別^{ここ}事^{ここ}件^{ここ}に^{ここ}対^{ここ}して^{ここ}、^{ここ}簡^{ここ}易^{ここ}に^{ここ}迅^{ここ}速^{ここ}に^{ここ}救^{ここ}済^{ここ}す^{ここ}る^{ここ}
き かん せつ ち
機^き関^{かん}を^{せつ}設^ち置^ちし^ちま^ちす^ち。

きゅうさい き かん し ほう き かん ふ じゅうぶん かん い もう
救^{きゅう}済^{さい}機^き関^{かん}は、^し司^し法^{ほう}機^き関^{かん}だ^ふけ^{じゅうぶん}で^{かん}は、^い不^い十^い分^いで^いし^いょう^い。^{もう}簡^{かん}易^いに^{もう}申^{もう}
た じんそく ぜ せい き かん ひつよう
し^た立^{じんそく}て^ぜが^{せい}で^きき^{かん}、^{ひつよう}迅^{ひつよう}速^{ひつよう}に^{ひつよう}是^{ひつよう}正^{ひつよう}さ^{ひつよう}れる^{ひつよう}機^{ひつよう}関^{ひつよう}が^{ひつよう}必^{ひつよう}要^{ひつよう}で^{ひつよう}す^{ひつよう}。

【9】 差別被害を「簡易」「迅速」に救済するために、裁判制度以外の救済機関が必要ではないでしょうか？

いまある日本の救済機関

障がいのある人が、障がいを理由に電車やバスの利用ができなかったり、等しく教育を受けることができないとき、差別禁止法では、障がいのある人の権利が侵害されていることとなります。

このような場合の救済方法としては、今の日本の制度の中では、まず裁判所に訴え出ることを考えるほかありません。

しかし、電車やバスの利用やレストランの利用などの日常生活上の様々な問題について、その都度、訴状を書いて裁判を始めることは大変な負担です。また、裁判は結論が出るまで1年や2年という時間がかかることがよくあります。それが理由となって、差別の是正を求める声があげられないようでは、差別はなくなりません。

新たな人権救済機関の必要性

そこで、差別禁止法の制定とともに、簡単に救済の申立てができ、迅速に結論が得られ、しかも障がいのある人の置かれ

た状況を十分に知っている人によって調停・仲裁や判断を
得
ることのできるような救済機関が必要になります。

日本でも、[2] で紹介した国連の勧告を受けて、「人権擁護
法（案）」の中で、新たな人権救済機関の設立が議論されてき
ました。

新しい人権救済機関は、政府機関自身が障がいのある人々に
差別を行った場合の救済のためにも、真に政府から独立した組
織と権限を有するものでなければなりません。

また、いろいろな障がいのある人自身が参加し、障がいのあ
る人についての専門知識を有する人も参加する専門性を持った
救済機関であるべきです。

[10] イギリスでは差別禁止法 (DDA) を実施する
ための委員会の委員の過半数は障がいのある人から選
任しています。

イギリスの障がい者権利委員会 (DRC) とは？

イギリスでは、障がい者差別禁止法 (Disability Discrimination Act) に基づいて、この法律を実効性あるものにするための機関である障がい者権利委員会 (Disability Rights Commission: DRC) が設けられています。DRC は、障がいのある人に対する差別を根絶することや障がいのある人の機会均等を推進することを任務としています。

DRC は15人の委員からなり、その過半数は障がいのある人から選ばれなければなりません。実際は発足時点で委員長を含む10人の委員が何らかの障がいを持っています。当事者の視点から DDA の実施を促していこうという画期的な仕組みであるといえます。

DRC はどんな活動をするの？

DRC の活動のうち重要なものは、当事者に対する直接支援で、具体的には①ヘルプライン (電話相談)、②ケースワーク、

③法的援助、です。①電話相談にくる件数は、初年度6万5000件、次年度は7万8000件で、85～95%の満足度を得ているということです。電話相談に来たケースで、交渉、調停、審判の遂行に援助が必要なものは、②ケースワークにより援助されます。さらに法的な援助が必要な人には、③弁護士を付けて援助を行います。

DRC のもうひとつの重要な活動は、DDA の解釈指針を作ることです。法律というのは、条文を読んだだけでは、内容がはっきりわからないことが多いので、内容をわかりやすい言葉で説明すると共に、具体例をたくさん挙げて、どのような場面で差別と判断されるか、どのような配慮義務が求められるかということを説明してくれるのです。

生きて法律にするために

日本でも、障がい者差別禁止法ができる時は、当事者の権利行使をしっかりとサポートしてくれる DRC のような機関が是非とも必要です。

[11] 障がいのある人々の団体などの差別禁止法の
制定に向けた積極的な動きがあります。

障がいのある人々の団体の動き

障害者政策研究集会全国実行委員会（政策研）は、1998年始めころから、障害者基本法の「抜本改正」、障がいのある人の権利を法的に明記することなどを議論してきました。そして、2001年8月に「障害者差別禁止法」作業チームを設置し、要綱案の作成作業を進め、2002年9月に第1次要綱案を公表し、現在までに第3次案まで公表しています。

市民が作る政策調査会 JDA プロジェクトチームは、上記政策研と歩調を合わせて、千葉県障害者差別禁止条例、国連の障がい者権利条約及び日本弁護士連合会委員会案などを研究しながら、内閣法制局との協議を準備するなど障がい者差別禁止法の早期国会上册を目指して活動しています。

「障害者差別禁止法（JDA）を実現する全国ネットワーク」（現在12団体加盟）は2001年12月に設立されました。JDA全国ネットワークは、障がいのある人々の多くが日々いわれなき差別と権利侵害に苦しみながら生きており、これを打破するために、差別禁止法を制定させることを目標として活動を開始しました。

そして、2003年3月17日「障がいのある600万人の市民宣言」を採択し、「人間として生きて行くための“7つの宣言”」として、日常生活の各場面において、機会平等を求め、その権利が差別なく保障される社会を実現することを宣言しました。また、この動きに呼応する立場から、大阪府にある（社）摂津市医師会理事会は、2004年7月「障害者差別禁止法の制定を求める決議」を採択しました。

現在、JDA全国ネットワークでは、千葉県の障害者差別禁止条例の成立や国連での障がい者権利条約採択を国内の障がい者差別禁止法制定への大きな足がかりとして、国会議員をシンポジストとするシンポジウムを開催するなど積極的な活動を展開しています。

また、2004年には、わが国の主要障がい者団体、障がい関連団体のほとんどが参加する「日本障害者フォーラム（略称JDF）」が設立され、専門委員会での様々な調査研究・提言等が行われています。国連での障がい者権利条約の採択にも力を注ぎ、今回同条約が採択されたことで、さらにわが国による同条約の批准をめざして活動しています。さらに、JDFでは、国内においても差別禁止と障がいのある人の権利法制の制定をめざす専門委員会が設置されており、障がいのある人の要求を実現するため、差別禁止法の制定に向けた取組を強力に推進していくものと思われま

しょう ひとおよ しょう ひとひと だんたい さ べつきん し ほう
障がいのある人及び障がいのある人々の団体の差別禁止法に
たい きたい せいてい ひ ひ たか
対する期待と制定へのうねりは日に日に高まっています。
げんざい しょう ひとひと ぜんこく そ し き かつどうもくひょう
現在では、障がいのある人々の全国組織のほとんどの活動目標
に差別禁止法の制定が掲げられるまでになり、さらに近時の千
ば けん しょう しゃ さ べつきん し じょうれい せいりつ こくれん しょう しゃけん り じょうやく
葉県の障がい者差別禁止条例の成立や国連の障がい者権利条約
さいたく うご おお
の採択によってますますこの動きが大きなものとなっています。

《 資料 》

障がいのある人に対する差別を禁止する法律の制定を求める宣言

日本国憲法は個人の尊厳と法の下での平等を保障し、国際人権法はすべての人がいかなる差別もなく人権を享有することを謳っている。障がい者の権利宣言（1975年国連採択）は、障がいのある人が他の人々と等しく全ての基本的権利を有することを明確に確認し、既に20を超える国々で、障がいのある人の権利を明記し、差別を禁止する法律が制定されている。

しかるに、我が国においては、障がいのある人は、今なお根深い偏見と無理解のために、日々様々な場面において深刻な差別と人権侵害を受け続けている。ところが、我が国においては、障がいのある人の具体的権利を保障し、差別を禁止するとともに、実効力ある救済手続を定めた法律が存在しない。折から、本年8月31日、国際人権〔社会権〕規約委員会は、わが国に対して、障がいのある人に対する差別を禁止する法律（以下「差別禁止法」という。）の制定を勧告した。

我が国は、日本国憲法と国際人権法に定める諸権利を実質的かつ平等に実現するために、障がいのある人や関係団体の意見を最大限尊重し、下記の内容を含む差別禁止法をすみやかに制定すべきである。

また、差別を受けた障がいのある人の権利救済のため、簡易

じんそく せんもんせい さいばんがいきゅうさい き かん き のう せい ふ どりつ
迅速な専門性のある裁判外救済機関の機能を政府から独立した
じんけん き かん に な
人権機関などに担わせるべきである。

1 障がいのある人は、差別なくして採用され働く権利を有すること。

じぎょうしゃ しょう ひと ろうどう けんり じつげん し
事業者は障がいのある人の労働の権利を実現するために施
せつ かいぞう とくべつ くんれん じっし しゅ わ つうやくしゃ はいち ろうどうかん
設の改造・特別な訓練の実施・手話通訳者の配置など労働環
きょう せいび ぎ む お
境を整備する義務を負うこと。

2 障がいのある人は、統合された環境の中で、特別のニーズに基づいた教育を受け、教育の場を選択する権利を有すること。

くに およ ち ほうこうきょうだんたい しょう ひと きょういく う けん
国及び地方公共団体は、障がいのある人の教育を受ける権
り じつげん ひつよう せつび せつち きょういん ぞういん じょう
利を実現するために必要な設備の設置、教員の増員などの条
けんせいび おこな ぎ む お
件整備を行う義務を負うこと。

3 障がいのある人は、地域で自立した生活を営む権利を有し、交通機関・情報・公共的施設などをバリア（障壁）なく利用する権利を有すること。

くに ち ほうこうきょうだんたい じぎょうしゃ けんり じつげん
国や地方公共団体、事業者は、これらの権利を実現するた
め、こうつう き かん せつび かいぞう
めに、交通機関や設備の改造・インターネットへのアクセス
たいさく かんきょうせいび おこな ぎ む お
対策などの環境整備を行う義務を負うこと。

4 障がいのある人は、参政権の行使を実質的に保障され、手話通訳など司法手続における適正手続のために必要な援助を受ける権利を有すること。

どうれんこうかい しょう ひと かんぜん しゃかいさん か き べつ
当連合会は、障がいのある人の完全な社会参加と差別のない
しゃかい じつげん さ べつきん し ほう せいとい む ぜんりよく つ
社会を実現するために、差別禁止法の制定に向け全力を尽くす

けつ い
決意である。

い じょう せんげん
以上のとおり宣言する。

ねん へいせい ねん がつこのか
2001年（平成13年）11月9日

に ほんべん こ し れんごうかい
日本弁護士連合会

はっこう
発行

にほんべんごしれんごうかいじんけんようごいんかい
日本弁護士連合会人権擁護委員会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3

TEL.03-3580-9841 (代)

<http://www.nichibenren.or.jp/>